

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

愛媛厚生年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月29日から同年2月1日まで

申立期間は、A社B支店からC社への関連企業における異動で継続勤務であるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社から提出された回答書、並びに申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社B支店において給与計算を行っていた者は、「自分が給与計算を担当していたので、申立人の申立期間に係る保険料控除は間違いなくあったと思う。」と証言している上、複数の同僚は、「申立期間当時、申立人はA社から転籍したので勤務に中断は無い。継続勤務であったので保険料控除はあったと思う。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社B支店に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和44年12月の標準報酬月額から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「関係資料は無く確認できない。」と回答しており、このほ

かに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛媛国民年金 事案 651 (事案 628 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

平成9年4月頃、A市B出張所に転入届を提出した時、国民年金保険料を免除するためには世帯主の所得証明書が必要だということを言われたので、後日、母親に父親の所得証明書を取得してもらい、同年4月頃、同出張所に関係書類一式を提出した。

今回、母親に確認したところ、C市役所で世帯主(申立人の父親)の所得証明書を取得し、郵送した記憶があるということだった。当時、世帯主の所得証明書は国民年金保険料の免除のために使用すること以外に考えられない。また、A市B出張所の職員が、転入届を受理した時に国民年金の住所変更手続をしなかったとは到底考えられないので、申立期間について、国民年金保険料の免除承認期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「A市への転入手続と併せて国民年金保険料の免除申請を行った。」と主張しているところ、A市は、申立人に係る平成9年3月31日付け転入について、C市に対し、同年4月22日付けで転入通知を行っていることが住民票により確認できるものの、A市には、申立人に係る国民年金被保険者名簿は無い上、オンライン記録及びC市が保管する国民年金被保険者履歴状況一覧のいずれにおいても当該期間の保険料は未納であり、免除申請を受け付けた記録も無いことから、申立人は、当該期間に係る住所変更手続及び免除申請手続を行っていなかった可能性がうかがわれるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年7月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「母親に確認したところ、C市役所で世帯主(申立人の

父親)の所得証明書を取得し、郵送した記憶があるということだった。当時、世帯主の所得証明書は国民年金保険料の免除のために使用すること以外に考えられない。また、A市B出張所の職員が、転入届を受理した時に国民年金の住所変更手続きをしなかったとは到底考えられない。」として、再申立てを行っているが、申立人の母親がC市から所得証明書の交付を受けたとする時期、及び申立人が母親から送られた所得証明書と免除申請書類一式をA市B出張所に提出したとする時期(平成9年4月)において、申立期間に係る免除申請に必要な平成8年の所得証明書はC市において交付することができなかったことが同市の回答により確認できることから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 1022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 23 日から 46 年 12 月 1 日まで
申立期間当時、A社B営業所に勤務し、ミシンや編み機の訪問販売をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
A社B営業所に事務員として勤務していた人が、私が勤務していたことを覚えてくれているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所に勤務していたとする複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人は同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「会社は、月に何日か自分の都合のいい日に勤務し、積立金の集金や契約を取ってくる人を大勢雇っていたが、こういう人は毎日出勤しないので、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨証言している上、同社の本社及び複数の営業所（B営業所を含む。）に勤務していたとする従業員は、「時期は覚えていないが、申立人はB営業所にパートで勤め、セールスをしていた。当時、セールスマンはほとんど厚生年金保険に加入していなかった。」旨証言していることから、申立期間当時、同社においては、従業員の職種によって厚生年金保険への加入の取扱いが異なっていたものと考えられる。

また、A社は、「厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 7 月 1 日から現在まで、健康保険被保険者番号 1 から 733 までの健康保険厚生年金保

険の被保険者に係る資格取得年月日、同喪失年月日等を記載したノート（当該ノートに記載されている健康保険被保険者番号 733 は、オンライン記録における同社に係る健康保険被保険者の最終番号と一致している。）を保管しているが、そのノートに申立人の氏名は見当たらない。」旨回答している上、前述の社会保険事務担当者は、当該ノートについて、「申立期間当時、営業所で集金や契約を取ってくる従業員の報酬は本社で計算した歩合給を支給していた。会社が保管するノートは、私が厚生年金保険被保険者の記録を整理していたもので、当該ノートに氏名が無い人は厚生年金保険に加入していないので、報酬から厚生年金保険料を控除することはない。」旨証言している。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。